

藤原宮東方官衙北地区の調査（飛鳥藤原第 183 次調査）記者発表資料

2014 年 12 月 11 日

独立行政法人 国立文化財機構

奈良文化財研究所 都城発掘調査部

発掘調査地 : 奈良県橿原市高殿町

発掘調査期間 : 2014 年 10 月 1 日～継続中

発掘調査面積 : 973 m²

現地見学会を 12 月 14 日（日）10:30～15:00 におこないます（小雨決行）。

説明は 11:00 と 13:30 からの 2 回を予定しています。

概 要

藤原宮の官衙地区で初の事例となる礎石建物や、床束をもつ大型掘立柱建物など、格式高い建物を検出し、官衙地区の建物配置に重要な新知見を得た。また、藤原宮造営直前から造営期の遺構も多数確認し、この時期の複雑な遺構変遷を理解するてがかりを追加した。古墳時代を含むより古い時期の遺構の存在も把握し、藤原宮の成立に至る長い歴史の解明に寄与する成果があがった。

1. 調査の目的

今回の調査地は、藤原宮の中心建物である大極殿の東およそ 250m、東方官衙北地区と呼称している地域の南西部に位置する。官衙地区とは行政実務を執行する機関が存在したと推定している場所である。奈良文化財研究所都城発掘調査部では、1980 年におこなった第 30 次調査から近年まで、東方官衙北地区および西隣の内裏東官衙地区において大・小規模の発掘調査を実施してきた。

これまでの調査では、東方官衙の区画塀とそのなかに建つ廂付南北棟建物や長大な東西棟建物といった官衙建物を複数棟検出している。1986 年に本調査区の北東でおこなった第 48-3 次調査では、東西棟建物の柱穴から「加之伎手官（かしきてのつかさ）」と書かれた墨書土器が出土した。また、本調査区の北および西隣でおこなった第 71・78 次調査では、内裏の東に隣接する内裏東官衙の区画塀や建物、区画の間を通る東西方向の宮内道路などを検出し、さらにその下層では 7 世紀後半～藤原宮期直前の建物や条坊側溝が存在することも確認した。本調査区の北東隣で 2012 年におこなった第 175 次調査では、既知の東方官衙区画塀の南側には予想された位置に別の区画塀はなく、礎石建物が建つ空間があったことが判明し、藤原宮官衙地区の建物配置の実態解明に重要なてがかりを得た。

今回の調査は第 175 次調査で一部を検出していた礎石建物の全容と、周辺施設の解明を目的とした。

2. 調査の成果

検出遺構は、古墳時代以前→7 世紀前～中葉→7 世紀後葉～藤原宮造営期→藤原宮期（694～710 年）、の 4 時期に大別できる。

①藤原宮期の遺構

建物 1 調査区の東端で検出した礎石建物。北東隣の第 175 次調査で検出していた礎石据付穴 7 基に加え、今回新たに 13 基検出し、桁行 4 間、梁行 3 間（10.8m×8.1m）で東西棟の総柱礎石建物と確定した。礎石据付穴は直径 1.2～2.0m の不整形円で、深さ 0.4～0.7m である。礎石据付穴の内部には、根石や礎石の破片と考えられる長径 10～40cm の礫が詰まる。今回、新たに検出した礎石据付穴

では根石の残りがよく、柱位置を正確に特定できた。その結果、柱間は桁行・梁行ともに9尺等間と判明した。

建物2 調査区の西端で検出した掘立柱建物。西隣の第71次調査で検出していた大型柱穴2基に加え、今回新たに5基を検出し、桁行4間以上、梁行2間(12.0m以上×7.2m)の東西棟建物であることが判明した。柱穴は一边1.5~1.9mの隅丸方形で、深さは0.7~1.1m、柱間は桁行10尺、梁行12尺である。また、内部にも一边0.6~0.8mの隅丸方形で深さ0.4mの柱穴を2基検出した。第71次調査区でも、柱穴と思われる穴が大型柱穴の南側8尺の位置に並ぶことから、建物2はこれらを東柱とする床東建物である可能性が考えられる。

建物3 建物2の北側で検出した掘立柱建物。桁行1間以上、梁行1間(2.4m以上×2.4m)の東西棟建物。柱穴は一边1.0mの隅丸方形で、深さは0.6~0.7m、柱間は8尺等間とみられる。東妻柱が建物2の東妻と柱筋を揃えることから、建物2に伴って設けられた特殊な建物の可能性がある。

塀1 建物2の北側で検出した逆L字形の掘立柱塀。南北2間、東西1間(計5.4m)を検出した。柱穴は一边0.6~0.8mの隅丸方形で、深さは0.4~0.6m、柱間は6尺等間である。建物3より新しいが、南北の柱筋が建物2の東妻と柱筋を揃えることから、建物2に伴って設けられた特殊な塀の可能性はある。

②7世紀後葉~藤原宮造営期の遺構

建物4 建物1に重複する位置で検出した掘立柱建物。北東隣の第175次調査で検出していた柱穴4基に加え、今回新たに4基を検出し、桁行3間、梁行2間(6.0m×4.0m)の南北棟建物と確定した。柱穴は一边0.7~0.9mの隅丸方形で、深さは0.6~0.8m、柱間は6.5尺等間である。一部の柱穴は建物1の礎石据付穴に壊されており、建物1に先行して建てられたことも判明した。

塀2 建物4の南側にあるL字形の掘立柱塀。南北1間、東西3間(計7.2m)を検出した。柱穴は一边0.7~0.8mの隅丸方形で、深さは0.3m、柱間は6尺等間である。後述する宮内先行条坊道路と同時期の東西溝1の埋め立て後で、建物1より古いと、建物4とともに藤原宮造営期のものと考えられる。

道路1(先行東一坊大路) 調査区西側で検出した南北溝1・2を両側溝とする道路遺構。藤原宮造営以前に敷設された宮内先行条坊道路である。道路幅は側溝間の距離で8.8m(25大尺)で、西側溝が最大で幅1.6m、深さ0.6m、東側溝が幅1.3m、深さ0.2mである。

道路2 道路1に重複して、その内側にのびる南北溝3・4を両側溝とする道路遺構。重複関係からみて道路1より古い。道路幅は側溝間の距離で7.0m(20大尺)である。東西両側溝は道路1の両側溝により一部を壊されているが、西側溝が幅1.4m以上、東側溝は幅1.0mである。深さはいずれも最大で0.3mであった。

東西溝1 道路1の東側溝と合流する、幅1.4m、深さ0.2mの素掘溝。その位置は先行四条条間路と先行四条大路のほぼ中間にあたり、坪の区画溝である可能性が高い。

塀3 東西溝1に沿って、その北約1mの位置に設けられた東西塀。13間分(25m)を検出した。柱穴は一边0.4mの隅丸方形で、柱間は6~7尺である。

塀4 道路1の東側溝に沿って、その東約1m、東西溝1埋め立て後に塀3に接続するように設けられた南北塀。塀3と共有している柱穴を含め7基、6間分(12.5m)を検出した。柱穴は一边0.4~0.6mの隅丸方形で、柱間は6~7尺である。

塀5 道路1の東側溝に沿って、塀4の北側に設けられた南北塀。柱穴の形状からみて北隣の第78次調査で5間分を検出していた南北塀の延長部分とみられる。今回新たに5間分を検出し、総長10間(22m)となった。柱穴は直径0.7~0.9mの不整円形で、柱間は7尺である。

③7世紀前葉~中葉の遺構

東西溝 2 調査区中央北側で検出した、幅 1.4～2.5m、深さ 0.2m の素掘溝。第 175 次調査でも検出していたが、今回、先行条坊に沿って設けられた塀 5 より古いことが判明した。

L 字溝 調査区の中央から東側で、藤原宮造営に関わる整地土の下層にて部分的に検出した、幅 0.5～1.2m、深さ 0.2m の素掘溝。L 字形に屈曲し、南北方向の溝は 2 条に分かれ、調査区東端ではさらに南北溝が接続するなど複雑な状況がみられるが、機能は不明。東西溝 2 より古い。

大土坑 第 78 次調査で池状の落ち込みとされた遺構で、その南西端を本調査区北側で検出したが、藤原宮整地土より下層の遺構であり、全貌は不明である。L 字溝より古い。

④古墳時代以前の遺構

斜行溝 調査区西端で検出した幅 1.5～2.0m、深さが最大で 0.6m の素掘溝。第 78 次調査で検出していた斜行溝の南延長部分で、古墳時代のもと考えられる。

塀 6 斜行溝に並行して、その西肩から 1.2～1.5m 西側に設けられた塀。6 間分 (14m) を検出した。柱穴は直径 0.4～0.5m の円形ないし楕円形で、深さ 0.2～0.3m、柱間は 2.1～2.5m である。

蛇行溝 調査区中央を蛇行する幅 0.5～1.0m、深さが最大で 0.6m の素掘溝。

3. 出土遺物

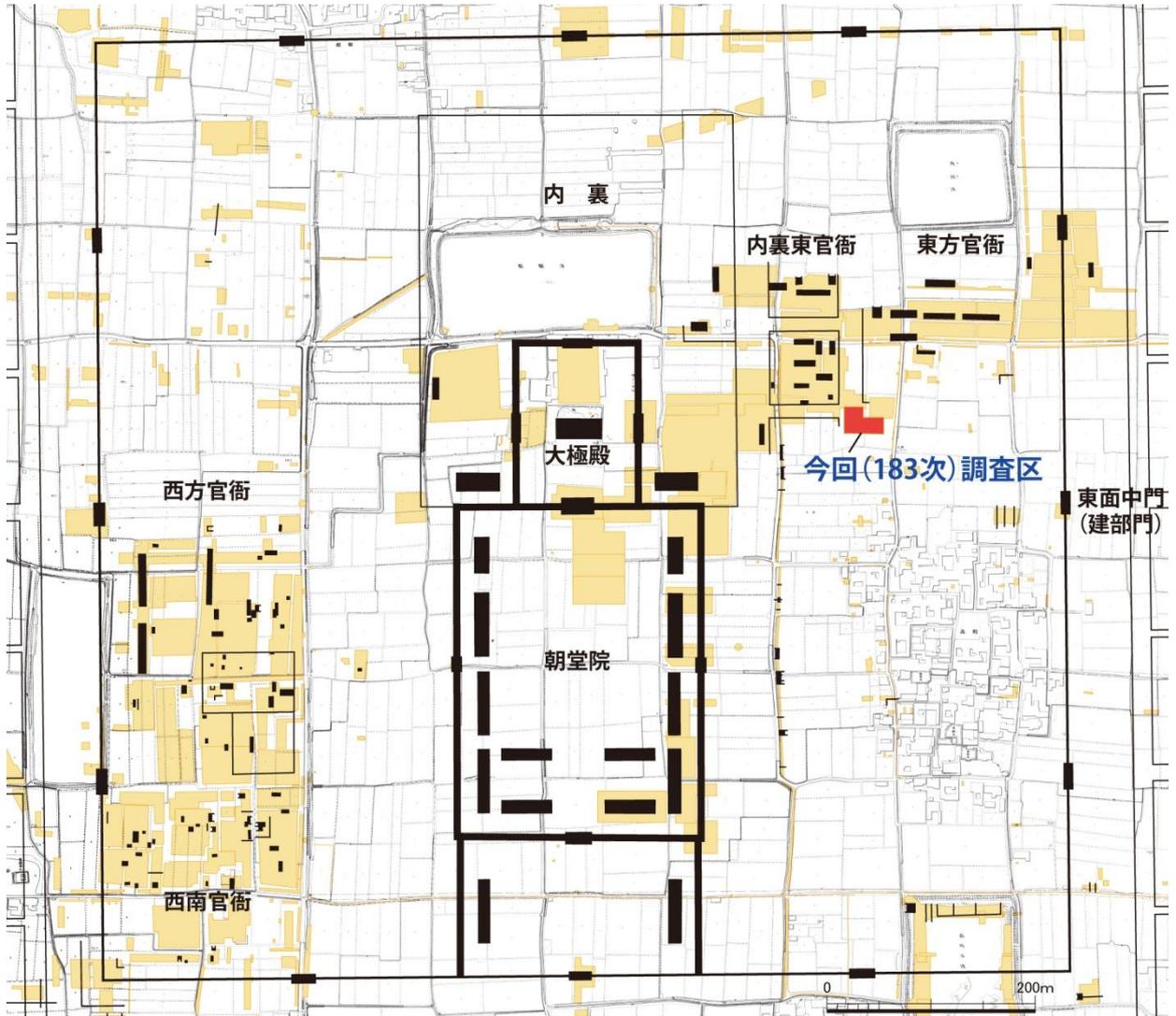
本調査区からは多数の土器と瓦が出土した。土器の多くは 7 世紀後葉～藤原宮期の土師器・須恵器である。軒瓦を含む瓦の数量は、官衙地区としては多い。また、建物 1 の礎石抜取穴から遺存状態の良好な金属製銃の破片が出土した。蛍光 X 線分析の結果、材質は銅を主体とし錫を多く含んだ高錫青銅で、形態からみて飛鳥時代の佐波理銃（さはりわん）と判明した。藤原宮内では 3 例目。

4. まとめ

藤原宮期 本調査区内には、藤原宮の官衙地区で初の事例となる礎石建物（建物 1）と、床束をもつ桁行 4 間以上、梁行 2 間の大型掘立柱建物（建物 2）が建っていたことがわかった。今回の調査では、両建物を囲う区画施設は検出できなかった。建物 1・2 は、南北の中軸がほぼ揃い、これらを結ぶ直線は藤原宮大極殿院の中心を通ることから、藤原宮造営当初から計画的に配置された建物である可能性が高い。ただし、建物 2 は内裏東官衙の一番南（官衙 C）の区画塀より古いことが第 71 次調査の成果で判明している。このため、建物 2 は藤原宮期の前半に存在し、のちに解体された建物であると現時点では推測できるが、藤原宮の構造に関わる重要な問題であるため、結論は将来の調査に委ねたい。建物 1 は建て替えの形跡がなく、周囲には藤原宮期の遺構は存在しない。礎石の抜き取りもこの場所が耕作地に転じて以降であるため、藤原宮期を通じて存在したと考えられる。総柱であることから楼閣風建物や高床の倉庫などが復元候補となるが、今後、周辺遺構や出土遺物、文献史料等を含めて、その性格を総合的に検討していきたい。ただし、これらの建物はその配置や規模、構造からみて、大小の区画のなかに配置された既知の官衙建物とは異なる、特殊な性格をもつものであったことが推測できる。

7 世紀後葉～藤原宮造営期 藤原宮造営に先立つ条坊道路（先行東一坊大路）と、同時期に坪内を区画していた塀や溝を検出した。これらは宮内先行条坊の敷設直後から坪内の内部を計画的に利用しようとしていたことを示す事例である。さらに今回、先行条坊以前の道路遺構も検出し、条坊道路が道路幅の拡幅をともなって 2 回にわたり敷設されたことを示す可能性が高い。また、先行条坊埋め立て後の藤原宮造営期に建てられた建物や塀も確認した。先行条坊の敷設から藤原宮造営期は、遺構が短期間でめまぐるしく変化することをよく示している。

7 世紀中葉以前 7 世紀前～中葉の素掘溝や、古墳時代の斜行溝や塀を検出した。古墳時代を含むさらに古い時期の遺構の存在も把握し、藤原宮の成立に至る長い歴史の解明に寄与する成果があがった。



藤原宮全体図と第 183 次調査区の位置



外面

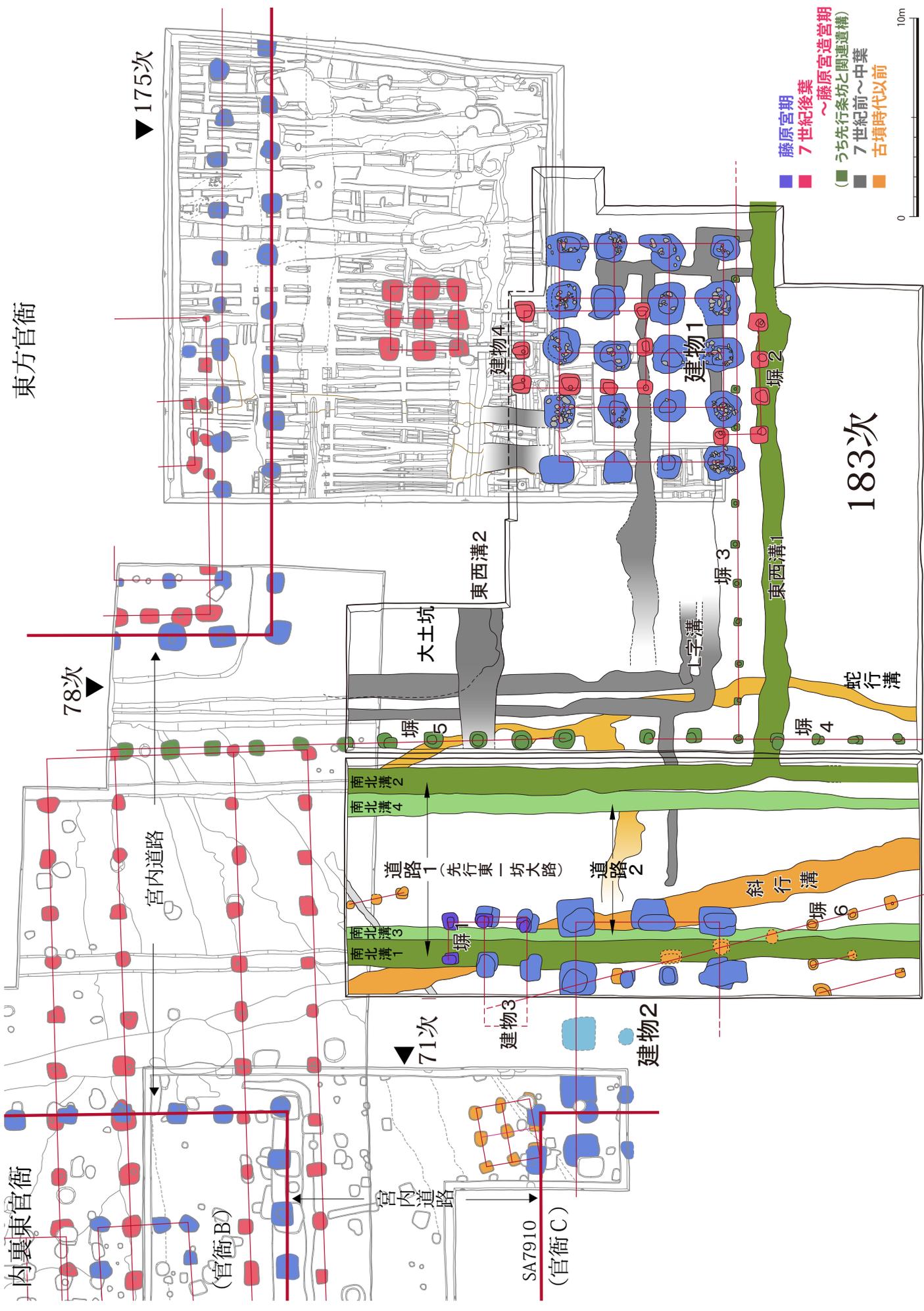


内面

建物 1 の礎石抜取穴から出土した佐波理鏡

内裏東官衙

東方官衙



第183次遺構平面図